

資料編

1 策定経過の概要

年月日	内 容
平成24年9月3日 ～平成24年9月28日	安城市地域福祉計画基礎調査(アンケート調査)の実施 (1)市内に在住する18歳以上の人 (2)市内の地域福祉関係者及び関係機関(学校、企業、町内会、福祉関係団体、ボランティア団体、NPO、福祉事業者)
平成24年10月12日 ～平成24年10月29日	(3)市内の中学2年生及び16～17歳の人
平成25年2月8日	第1回 策定幹事会、分科会 顧問(長岩嘉文氏)講演、計画概要、策定体制など
平成25年2月21日	第1回 策定協議会 顧問講演、計画概要、アンケート調査結果についてなど
平成25年4月27日 ～平成25年6月8日	第1回 地域会議 町内の課題(お困りごと)解決検討ワークなど
平成25年5月24日	第2回 策定分科会 第2次計画の進捗状況、本計画の骨子案についてなど
平成25年5月25日	啓発イベント 市民たすけあいフォーラム
平成25年5月29日	第2回 策定幹事会 第2次計画の進捗状況、本計画の骨子案についてなど
平成25年6月13日	第2回 策定協議会 第2次計画の進捗状況、本計画の骨子案についてなど
平成25年6月21日	第1回 関係団体・福祉事業者会議 各団体が抱えている課題の抽出、意見交換など
平成25年7月2日 ～平成25年7月5日	地区民生委員児童委員協議会(8地区) 計画概要、アンケート調査結果についての説明など
平成25年7月5日	第2回 関係団体・福祉事業者会議 地域福祉活動の事例紹介、問題解決のためのアイデア出し作業など

年月日	内 容
平成25年7月6日 ～平成25年7月27日	第2回 地域会議 まちの課題と解決策の検討など
平成25年7月11日	第3回 策定分科会 本計画の施策体系案、個別事業についてなど
平成25年7月31日	第4回 策定分科会 本計画第1章から第3章の素案についてなど
平成25年8月1日	第3回 関係団体・福祉事業者会議 地域福祉マッチング交流会
平成25年8月1日 ～平成25年8月7日	地区民生委員児童委員協議会(8地区) 本計画の取組案の作成依頼など
平成25年8月23日	第5回 策定分科会 地域会議から出された課題、施策の検討についてなど
平成25年9月6日	第4回 関係団体・福祉事業者会議 地域福祉マッチング交流会の結果報告、地域福祉活動宣言の発表など
平成25年9月18日	第3回 策定幹事会 本計画第1章から第3章の素案についてなど
平成25年9月19日	第6回 策定分科会 本計画第4章、第5章の素案についてなど
平成25年9月24日	第3回 策定協議会 本計画第1章から第3章の素案についてなど
平成25年9月25日 ～平成25年10月3日	第3回 地域会議 地区社協の福祉活動推進計画案についてなど
平成25年10月3日	第4回 策定幹事会 本計画第4章、第5章の素案についてなど
平成25年10月16日	第4回 策定協議会 本計画第4章、第5章の素案についてなど
平成25年10月29日	第7回 策定分科会 本計画の原案についてなど
平成25年11月7日	第5回 策定幹事会 本計画の原案についてなど
平成25年11月21日	第5回 策定協議会 本計画の原案についてなど

年月日	内 容
平成25年12月18日 ～平成26年1月17日	パブリックコメントの実施
平成26年1月23日	第8回 策定分科会 パブリックコメント対応、本計画の答申案についてなど
平成26年2月6日	第6回 策定幹事会 パブリックコメント対応、本計画の答申案についてなど
平成26年2月20日	第6回 策定協議会 パブリックコメント対応、本計画の答申案についてなど

2 地域会議開催実績の概要

- 地域会議は、次の3つの役割を持ち地区社協の区域及び町内の区域ごとに開催しました。
- (1) 住民が地域における課題の確認と解決に向けた行動を考え、町内福祉委員会及び地区社会福祉協議会の活動計画等を策定するとともに、策定過程で出た意見を集約して課題を抽出します。
 - (2) 各町内及び地区社協の前計画の見直しに終わらせず、課題解決に向けた計画を考え、課題解決型の町内福祉委員会を目指すための計画とします。また、関係団体、福祉事業者との協働も模索します。
 - (3) 各町内の課題を地区社協で整理し共有化する中で、地区社協のあり方を検討します。

地区会議（地区社協の区域の会議）

■ 第1回地域会議（地域の課題を考えるためのワークショップ）

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の事例についてワークシートを使って、どんな困りごとがあって、地域で何ができるのかを、町内ごとに話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
作野	4月27日(土)午後2:30～	作野福祉センター	6	49
西部	5月10日(金)午後2:30～	西部福祉センター	5	40
安祥	5月11日(土)午前10:30～	安祥福祉センター	9	62
桜井	5月11日(土)午後2:30～	桜井福祉センター	15	122
中央	5月30日(木)午前10:00～	社会福祉会館	11	81
明祥	6月1日(土)午後1:30～	南部公民館	5	40
東山	6月8日(土)午前9:30～	北部福祉センター	9	52
中部	6月8日(土)午後1:30～	中部福祉センター	15	84
計			75	530



■第2回地域会議（地域の課題の解決策を考えるためのワークショップ）

各町内福祉委員会のこれまでの取組みを振り返り、今後の活動方針を話し合いました。

地区名	開催日時	会場	グループ数	参加者数
明祥	7月6日(土)午後1:30～	南部公民館	5	35
中央	7月9日(火)午後1:30～	社会福祉会館	12	74
西部	7月20日(土)午前9:30～	西部福祉センター	5	34
桜井	7月20日(土)午後1:30～	桜井福祉センター	15	112
東山	7月23日(火)午前9:30～	北部福祉センター	9	52
中部	7月26日(金)午前9:30～	中部福祉センター	15	113
作野	7月27日(土)午前9:30～	作野福祉センター	5	43
安祥	7月27日(土)午後1:30～	安祥福祉センター	9	65
計			75	528

■第3回地域会議（地区としての計画の検討）

各町内の会議の意見を踏まえ、各地区社協の福祉活動推進計画について話し合いました。

地区名	開催日時	会場	参加者数
安祥	9月25日(水)午前9:30～	安祥福祉センター	12
西部	9月25日(水)午後1:30～	西部福祉センター	14
中部	9月27日(金)午前9:30～	中部福祉センター	17
中央	9月27日(金)午後1:30～	社会福祉会館	19
作野	9月28日(土)午前9:30～	作野福祉センター	11
桜井	10月1日(火)午後1:30～	桜井福祉センター	24
明祥	10月2日(水)午前9:30～	南部公民館	7
東山	10月3日(木)午後1:30～	北部福祉センター	15
計			119

町内会議（町内の区域の会議）

町内福祉活動計画の策定に向けて、町内福祉委員会ごとの会議を、市内72町内福祉委員会において計200回開催し、参加者数は延べ2,387人でした。

3 市民たすけあいフォーラム開催結果の概要

地域福祉計画の見直しにさきがけ、助け合いのあり方を考え、計画策定及び地域福祉についての周知、啓発を図るために、「市民たすけあいフォーラム」を開催しました。

当日は、「助け合いのまちをつくろう！～助けられ上手とお節介のススメ～」をテーマに、第1部では、住民流福祉総合研究所代表の木原孝久氏による基調講演を、第2部では、「助け合いのまちはこういう人たちでつくる！」をテーマにリレートークを行いました。



■市民たすけあいフォーラム

- 日 時 平成25年5月25日（土）午後1時30分～3時30分
- 場 所 安城市文化センター マツバホール
- 主 催 安城市、社会福祉法人安城市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会会長連絡会
- プログラム
- 1 開会

あいさつ

安城市長 神谷 学
 - 2 第1部：基調講演

テーマ：助け合い型のおつき合いをめざして

講 師：木原 孝久 氏（住民流福祉総合研究所代表）
 - 3 第2部：リレートーク

テーマ：助け合いのまちはこういう人たちでつくる！

コーディネーター：木原 孝久 氏

リレートーク登壇者

 - ① 椎名 悦朗 氏
 - ② 池田 佳子 氏
 - ③ 長澤 礼 氏 藤野 千秋 氏
 - ④ 高橋 成行 氏
 - ⑤ 藤井 道恵 氏 石川 則子 氏
 - ⑥ 藤野 千秋 氏 神崎 保文 氏
 - 4 開会

お礼のことば

安城市社会福祉協議会 会長 神谷 和也

第1部：基調講演

助け合い型のお付き合いをめざして～あなたのお付き合いの流儀は？

第1部の基調講演では、木原孝久氏から「助け合い型のお付き合いをめざして～あなたのお付き合いの流儀は？」をテーマに、住民同士の助け合いと地域福祉計画との関係や住民相互の助け合いに必要なことを具体的な事例に基づいて講演していただきました。

また、講演の中では自分のお付き合いの流儀を確認するテストを会場のみなさんと確認しました。木原氏からは、「自分や家族の困りごとを隠していたら、まわりの人には分からない。分からなければ助け合いは始まらない。お互いが困ったことを言うことから助け合いは始まります。助け合いは、助けられる側と助ける側が協力し合うことでできることですが、今は助けられる側が下手なことから、助ける側がどうにもしようがないことが多いのです。『助けて！』と言うこと、ここから助け合いが始まります。」とのお話がありました。

「あなたのお付き合いの流儀は？」

- ①自分や自分の家族のことは隠しておきたい
- ②自分のことがご近所で噂されるのはイヤ
- ③人に助けを求めるのは苦手だ
- ④人に迷惑をかけることだけは絶対にしたくない
- ⑤人のことはなるべく詮索しないようにしている
- ⑥誰かが認知症だと気づいても、誰にも言わないようにしている
- ⑦困っている人にはお節介と言われたい程度に関わる
- ⑧引きこもるのにも事情があるから無理にこじあけるべきでない
- ⑨お互いのプライバシーは十分に尊重し合うべきだと思う
- ⑩隣人とはあまり深入りせず、ほどほどのおつき合いを心がけている

(住民福祉総合研究所)



第2部：リレートーク

助け合いのまちはこういう人たちでつくる！

第2部では、「助け合い上手さん」の6組のみなさんに順に登場してもらい、コーディネーターの木原孝久氏とのやりとりをしていただきました。

登場していただいた6組のみなさんの話を通して、自然な助け合いのあり方を学ぶことができ、このような自然体で無理なく活動されている人たちを盛り立てていくことで、助け合いのまちづくりにつながっていくことを実感しました。



※写真左から

池田さん、石川さん、藤井さん、長澤さん、神崎さん、椎名さん、藤野さん、高橋さんと木原孝久氏

■リレートーク登壇者の発表の概要

① 椎名 悦朗 さん (ひとり暮らしの男性高齢者)	椎名さんは1年半前に奥さんを亡くし、ひとり暮らしをしています。30年以上前から自宅でのホームパーティーや近くの畑での野菜づくり、玄関先での花づくりをご近所の方と楽しむことで、ご近所の方に自然に見守られています。本人も意識しないほどの自然流「見守られ上手さん」です。
② 池田 佳子 さん (老人クラブの会長)	池田さんは認知症の実母の介護をしながら、老人クラブの会長として、認知症になった会員を老人ホームに入所した後もクラブの行事に招待したり、認知症になった人を新たにメンバーとして受け入れ、行事に誘うなど、自然に受け入れています。

③ 長澤 礼（あや）さん 藤野 千秋さん （発達障害を持つ兄弟の母親と 町内会長）	長澤さんは発達障害を持つ小学生の兄弟の母親で、長男が小学校に入学し登校の付き添いをするときに二男を地元町内会で預かってもらいました。それをきっかけに、町内会と小学校の協力でスクールガイドのボランティアさんや近所の人との懇談会も開催されました。 我が子の障害をオープンにすることで、理解者を一人でも増やすことが子どもたちのためになると考え、子ども会にも入会したそうです。
④ 高橋 成行 さん （高齢者デイサービスセンターの所長）	高橋さんは高齢者デイサービスセンターの所長さんです。利用者の一人の認知症の女性を、週に一日はボランティアとして受け入れ、室内の掃除の後、地元の商店街のゴミ拾いを一緒に付き添っています。 最近では地元商店街の方にも理解の輪が広がり、それぞれのお店の前を通った時にさりげなく見守ってもらっています。
⑤ 藤井 道恵 さん 石川 則子 さん （市営住宅の管理人と民生委員）	藤井さんは30数軒の市営住宅の入居者であり、また管理人で、入居者の様々な困りごとの相談を聞いてきています。市が決めている管理人の業務は、修繕部分の連絡や不正使用の監視仲介をする程度ですが、気になることが出てきたら「放っておけない」と頼まれなくても動いてお世話をしています。 最近では民生委員の石川さんと二人三脚で、住宅内の要援護者の様々な困りごとに対応しています。
⑥ 藤野 千秋 さん 神崎 保文 さん （町内会長とひとり暮らしの男性）	藤野さんは、町内会長及び町内福祉委員会代表として、支え合いマップづくりから確認できた困りごとに対応しています。 平成22年に支え合いマップづくりの中で確認した「独身息子と老親」の世帯の一人である神崎さんと昨年の秋に出会った際に、父親が亡くなっていたことを知りました。ひとり暮らし高齢者の懇談会に誘ったところ、生活に困っていることを打ち明けられ、仕事探しや年金の手続きなどを手伝い、窮地を救いました。

4 地域福祉マッチング交流会開催結果の概要

地域福祉の担い手の拡大と支え合いのネットワークづくりを目指し、本計画では関係団体会議を実施しました。この会議の一環として、関係団体や福祉事業者だけでなく町内福祉委員会や民生委員など小地域福祉活動を実践するみなさんとの新たな出会いの場をつくることや団体間の相互の協力、連携のきっかけをつくることを目的として「地域福祉マッチング交流会」を開催し、約80人の参加がありました。

■地域福祉マッチング交流会のプログラム（第3回地域福祉関係団体・福祉事業者会議）

日 時 平成25年8月1日（木）午後1時30分～3時30分

場 所 安城市総合福祉センター 2階 多目的ホール

主 催 安城市、社会福祉法人安城市社会福祉協議会

プログラム

- 1 開会、あいさつ
- 2 趣旨、プログラム説明
- 3 地域福祉関係団体・福祉事業者
紹介・交流タイム
- 4 ワイガヤ フリータイム
- 5 全体発表
- 6 閉会

関係団体・福祉事業者紹介・交流タイム

当日は、参加した関係団体・福祉事業者が1分間スピーチを舞台上で行い、それぞれの活動や施設の紹介とPRをしました。熱意のあまり1分間を大きく超える団体もありましたが、日ごろ知る機会の少ない団体や福祉事業者も多く、参加者は熱心に聞き入っていました。



スピーチ終了後には交流タイムを設け、関心のある団体・福祉事業者から、より詳しく活動を聞ける時間としました。ホールではそれぞれの団体や福祉事業者に模造紙に書き込んでもらった紹介パネルを貼り出しており、パネル前では、集まった人同士での情報交換も始まるなど、多様な交流がみられました。

ワイガヤ・フリータイム

紹介タイム後はフリータイムとして、さらに交流を深めていただくとともに、「応募・応援カード」を使い、応援したい団体や手伝ってほしい団体へのメッセージをパネルに貼り付けていただきました。「応援したい」団体と「応援してほしい」団体がマッチングできた例もあり、今後のつながりに期待ができる時間となりました。



アンケートほか

参加者アンケートでは、この交流会を「とても良かった」「良かった」と回答した人が約85%、「新たな連携・協働の取組みが生まれそう」「新たな出会いや交流が生まれた」と答えた方が約38%ありました。

また、交流会後、市社協や地区社協、ボランティアセンターの支援を通して、団体や施設、町内福祉委員会などの間で具体的な連携が始まった例も複数ありました。

【マッチング交流会が取り持ったご縁の一例】

「育て上げネット中部虹の会」

虹の会は、不登校や引きこもりなどで社会復帰に支援が必要な若者など、就労を目指した訓練などのサポートをしている特定非営利活動法人（NPO）です。交流会では、介護保険事業者からボランティアとしての受入れや就労に協力できるとの申し出があったり、障害者福祉事業者から虹の会へ施設行事のお手伝いなどを相談したいといった申し出がありました。また、当事者団体から虹の会へ勉強会の講師の依頼があったり、逆に他団体から講師を招くなど、たくさんのご縁が生まれました。

【主催／安城市】地域福祉計画策定のための「地域福祉関係団体・福祉事業者会議（第3回）」

地域福祉 マッチング 交流会

参加無料
申込不要

互いに支え合おう
地域福祉関係者の
出会いと交流の場

平成25年
日時 8月1日（木）13:30～16:00（13時開場）

会場 安城市総合福祉センター 2階 多目的ホール
【安城市赤松町大北78番地1 TEL 0566-77-7888 FAX 0566-77-7891】

地域福祉関係団体・福祉事業者からの発表

■地域の福祉活動に取り組む様々な関係団体や福祉事業者が集まり、活動に込めた熱い思いや、いま力を入れている事業や取組み等を紹介しあいます。

ワイガヤ交流タイム

■地域福祉の現場における「困りごと（…してほしい）」と、他の団体に対して「支援・協力できること（…したい、…できる）」を結び付けて、お互いにハッピーな交流・連携が生まれるような**出会いと交流の場**を提供します。

地域福祉
活動の困り
ごと解決の
ヒントが
あります！

問合せ先 安城市福祉部社会福祉課社会福祉係（担当：澤津）
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話：0566-71-2223 / FAX 0566-74-6789
E-Mail: fukateu-yu@city.anjo.lg.jp

（開催案内チラシ）

5 安城市地域福祉計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、住民の社会福祉活動の組織化を通じた個性ある地域社会の形成を目指すため、安城市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第2条 広く市民の意見を反映させた福祉施策の基本的な計画としての地域福祉計画を策定するため、安城市地域福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市長からの諮問を受けて、地域福祉計画を立案し、市長に答申をするものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内及び助言者1人をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、教育等の関係者及び市民の代表（公募による市民を含む。）のうちから、市長が委嘱する。

3 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が指名するものとし、専門的な見地から意見を述べ、かつ、地域福祉計画立案の指導及び協力をするものとする。

(任期)

第4条 委員及び助言者の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって委嘱されたものにあつては、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、議長を務める。

(補助機関)

第7条 協議会に実務的資料を提供するため、地域住民、職員等により構成する補助機関を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

6 第3次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿

役職	氏名	団体名	職名
会長	神谷 和也	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	会長
副会長	石川 秀信 (～H25.6.12)	安城市町内会長連絡協議会	副会長
副会長	松崎 敬城 (H25.6.13～)	安城市町内会長連絡協議会	副会長
委員	柴田 綾乃	安城市民生委員児童委員協議会	会計
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会	書記
委員	北川 弘巳	安城市老人クラブ連合会	会計
委員	都築 光哉	安城市子ども会育成連絡協議会	会長
委員	森 宗茂	一般社団法人安城市医師会	副会長
委員	野村 宏之 (～H25.6.12)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会	会長
委員	毛受 順 (H25.6.13～)	安城市地区社会福祉協議会会長連絡会	会長
委員	三浦 陽市	安城市小中学校長会	安城市特別支援教育推進協議会長
委員	森下 睦夫	安城市身体障害者福祉協会	副会長
委員	野村 綾子	特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ	
委員	松岡 万里子	特定非営利活動法人 i n g	理事長
委員	山北 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会	相談支援事業所ひだまり管理者
委員	加藤 藤子	医療法人絃寿会	居宅介護支援事業所さとまち管理者
委員	神谷 由美子	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城	理事長
委員	池端 伸二	公募委員	
委員	木村 登志枝	公募委員	
顧問	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校	校長

※ 敬称略、職名は就任時を表記

7 諮問・答申

24福祉第122号

平成25年2月21日

安城市地域福祉計画

策定協議会会長 様

安城市長 神 谷 学

安城市地域福祉計画の策定について（諮問）

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、サービス事業者の健全な発達や地域住民の福祉活動への積極的な参加を促進するとともに、本市の特性を生かした地域福祉を総合的・計画的に推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

平成26年2月20日

安城市長 神 谷 学 様

安城市地域福祉計画策定協議会
会長 神 谷 和 也

安城市地域福祉計画の策定について（答申）

平成25年2月21日付けで諮問のありました「安城市地域福祉計画の策定」につきまして、慎重に審議のうえ別添のとおり取りまとめましたので答申します。

計画の基本理念である「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を実現するために、今後5年間の推進テーマとして「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を掲げるとともに、4つの重点施策を定めております。

特に、住民の主体的な参加と市や社会福祉協議会、福祉事業者との連携による地域福祉の向上は、今後の安城市を築く重要な施策です。

これらのことから、計画の実施にあたっては、誰もが着本理念を実感し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう各施策が着実に推進されることを要望します。

8 用語解説

アルファベットと五十音順で表記をしています。

— N —

【NPO(法人)】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

— Q —

【QOL】

「QOL」とは「Quality of Life」の略称で、「生活の質」と訳され、人間らしく、満足して生活する尺度を測る概念をいう。

— あ 行 —

【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組みができる点が特徴である。

【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

【エンパワメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

【音訳】

音訳（おんやく）は音声訳の略であり、視覚障害者に対する情報保障のひとつで、文字を音声化すること、文字を声に出して読むことをいう。

— か 行 —

【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

【消えた高齢者問題(高齢者所在不明問題)】

東京都足立区で、生存していれば111歳の人が実は30年前に死亡していたとの報道（平成22年7月30日）等を受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われた結果、死亡者や行方不明者が相次いで判明し、その一部に年金の不正受給等があったことをいう。

【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域において、障害児者に対して相談支援の中核的な役割を担い、相談機能、権利擁護、虐待防止等の役割を担う機関をいう。

【救急医療情報キット】

ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証（写し）などを入れる専用の容器をいう。

【給食サービス】

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで食事を提供するとともに、安否の確認をするサービスをいう。

【共生社会】

一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成、支援し、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる社会をいう。

【緊急通報システム】

緊急通報装置を利用することによって、緊急時に委託業者の支援センターを介して通報の必要性の有無を確認した上で消防本部に通報され、迅速で円滑な救助・援助を行う仕組みをいう。

【健康寿命】

世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した指標であり、一般に、健康状態で生活することが期待できる平均期間またはその指標の総称で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。健康寿命の指標として「日常生活に制限のない期間の平均」、「自分が健康であると自覚している期間の平均」と「日常生活動作が自立している期間の平均」がある。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【後見人(成年後見人・保佐人・補助人)】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。

【子育て支援センター】

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

【コミュニティワーカー】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務には、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動がある。

【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。

— さ　行 —**【災害時要援護者】**

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する人のことをいう。

【災害時要援護者支援制度】

ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人（要援護者）に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする制度をいう。

【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

【在宅介護支援センター】

在宅介護の拠点として、介護に関する総合的な相談に応じるとともに適切なサービスが利用できるよう支援する機関をいう。電話相談は毎日24時間受け付けている。

【支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。

具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする要援護者が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

【自主防災組織】

地域で災害による被害を予防、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

【自主防犯組織】

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

【指定特定相談支援事業所】

障害のある人等が障害福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画を作成するほか、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う事業所をいう。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

【市民活動センター】

23ページ参照

【市民交流センター】

世代を超えた市民相互の交流の促進を図るとともに、市民活動センターを併設し、市民活動の活性化及び市民活動団体の支援を行う施設です。

【若年無業者】

概ね15歳から39歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のことをいう。

【就労移行支援】

就労を希望する障害のある人に、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

【手話】

聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つであり、手の形、位置、動きの組み合わせで意味を表す。

【小地域福祉活動】

隣近所（単位福祉圏域）と町内会（第1次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことをいう。

【成年後見制度】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護し支援するための制度をいう。

【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

【ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人（障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人等）は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、その中で「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいう。

— た 行 —**【第三者評価】**

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づい

てサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。
外部評価ともいう。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、
地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書
(2006年3月 総務省)」

【地域ケア体制】

高齢者などの要介護者が閉じこもりや孤立といった状態にならず、地域社会と関わり合いながら安
心して生活できるよう、共助と公助により、当事者を見守り支えていく体制のことをいう。

【地域支援者】

災害時要介護者支援制度に登録された要介護者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支
援する人のことをいう。

【地域福祉活動】

地区社協（第2次福祉圏域）と市（第3次福祉圏域）の圏域での住民による地域福祉を推進するた
めの活動をいう。

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

【地域包括支援センター】

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住みなれた地域で介護保険をはじ
めとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相
談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総
合的に支援していく機関をいう。

【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えるための介護
サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

【地区社会福祉協議会】

24ページ参照

【町内福祉委員会】

21ページ参照

【つどいの広場】

子育て中の親子が気軽に集い、スタッフや他の親たちと相談、交流することで、安心して子育てで

きる場所を提供する事業をいう。

【点訳】

点訳（てんやく）は点字訳の略であり、視覚障害者に対する情報保障のひとつで、文字を点字化することをいう。

【特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級)】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成26年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。）や小学校、中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級）、において行われる教育をいう。

【ドメスティクバイオレンス(DV)】

夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の、暴力その他の精神的、身体的、経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。「DV」は「Domestic Violence」の略称。

— な 行 —

【認知症サポーター】

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。

【ネグレクト】

幼児、児童、高齢者、障害のある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為をいう。身体的、精神的、性的、経済的虐待とならぶ虐待のひとつである。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

— は 行 —

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害のある人の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

【ピアカウンセリング】

障害のある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか

理解しえないことを語り、互いに支持し合えるカウンセリングをいう。

【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者単独で構成される世帯のことをいう。特に市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動をいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

【フォーマルサービス】

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

【福祉体験】

音訳や点訳、手話など障害のある人などの当事者への支援方法を体験したり、装具などを利用し高齢者など当事者の疑似体験をすることをいう。

【福祉電話】

継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話訪問をする。

【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、要援護者などの情報を記入したものをいう。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

— ま 行 —

【見守り活動】

ひとり暮らしの高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための活動をいう。

【民生委員児童委員】

21 ページ参照

— や 行 —**【友愛訪問】**

老人クラブの自主事業のひとつとして、65歳以上のひとり暮らし高齢者で希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に2回程度の訪問をしている活動をいう。

【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすい配慮がなされたデザインをいう。

【養護学校】

183 ページ特別支援教育（特別支援学校・特別支援学級）を参照

【要約筆記】

聴覚障害者のための情報保障の手段の一つであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害者に伝達するものをいう。

— ら 行 —**【リフォームヘルパー】**

要介護高齢者や障害のある人の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行う者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

【療育】

障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育をいう。

— わ 行 —**【ワークショップ】**

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。